

国立市総合防災計画（修正案）への意見募集の結果について

- ・実施期間：令和5年9月4日（月）～令和5年9月22日（金）
- ・集計結果：意見提出者 2名 / 意見項目数 10件

No.	項目	意見の概要	意見に対する市の見解
1	【P.57】「急傾斜地崩壊危険箇所とは」の用語説明	「東京都では、急傾斜地崩壊危険箇所のうち～」の記載を「東京都では、現在、急傾斜地崩壊危険箇所を含む「土砂災害危険箇所」に代わり「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」の指定を進めている。」に修正いただきたい。	修正いたします。
2	【P.13】 2.市民の役割	「発電継続機能付分散型電源設備の確保」との追記を提案。 発電継続機能付家庭用燃料電池の導入促進を図り、災害時においても自宅で生活を継続できる環境を整えることで、在宅避難を推進することが可能であるため。	在宅避難のための用意については、ハード面では、「家屋の耐震化等」、ソフト面については、「生活必需品の確保」にご意見の内容が含まれるものではありませんが、近年では、在宅避難を推奨しているため、在宅避難のための対策を講じる必要がある旨を追記いたします。
3	【P.35】 2.その他の事業（1）ハード面	「災害時におけるエネルギー源を確保するため、再生可能エネルギー設備や自立分散型エネルギー等の導入を推進し、レジリエンスの向上をしていく必要がある。」との追記を提案。 再生可能エネルギーとの相性の良い停電対応型GHPは、電気・空調を効率的に利用できるだけで	本項目は、これまでの事業進捗状況の評価の項目であるため、原文のままいたします。

		なく、再生可能エネルギーの導入促進、電力系統への貢献、レジリエンスの向上など様々な価値を有しており、国の各種施策においても重要な位置づけにあるため、地球環境にやさしいエネルギー利用の推進に貢献するものであるため。	
4	<p>【P.50】 1 施設更新時における防災機能の強化 ②その他公共施設において検討すべき事項</p> <p>3 再生可能エネルギーシステムの活用</p>	<p>・「自家発電機等」を「自立分散型エネルギー」への置き換えを提案。</p> <p>・「②防災拠点や避難所等、重要な施設には、長期停電にも対応できる備えとして、自立分散型エネルギー電源の導入など、自立・多重化によるエネルギーの確保を検討する。」との追記を提案。</p> <p>再生可能エネルギーは環境にやさしい自然エネルギーであり、利用促進を図る必要があると考えます。しかし、天候等で出力が変動するエネルギーであるため、再生可能エネルギーとの相性の良い停電対応型 GHP を含む自立分散型エネルギーは、電気、空調を効率的に利用できるだけでなく、再生可能エネルギーの導入促進、電力系統への貢献、レジリエンスの向上、都市開発への貢献など様々な価値を有しており、国の各種施策においても重要な位置づけにあるため、災害後も住み続けられる住環境づくりに貢献するものであるため。</p>	本項目には、ご意見の内容について含まれるものではありませんが、様々な手段によるエネルギーの確保が必要なため、多重化によるエネルギーの確保に向けた対策を講じる必要がある旨を追記いたします。
5	<p>【P.88】 5 新型コロナウイルス当の感染症対策 (1) 在宅避難と分散避難</p>	<p>「②発電継続機能付家庭用燃料電池の導入促進を図り、在宅避難及び災害時在宅生活支援の充実を図ります。」との追記を提案します。</p>	本項目には、ご意見の内容について含まれるものであるため、原文のままいたします。また、在宅避難における必要な備蓄品や設備等の

		在宅避難の推進及び災害時在宅生活支援の充実を図るうえでの方向性として、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点か、災害時も在宅避難の選択が可能な環境を整える視点も必要と考えます。また、自助力向上を図るためにも住宅において、発電継続機能付家庭用燃料電池の導入促進を図り、災害時においても自宅で生活を継続できる環境を整えることで在宅避難を推進することが可能になるため。	考え方については、地域の防災力向上においても重要であるため、防災意識醸成での事業にて周知していきます。
6	【P.88】5 新型コロナウイルス等の感染症対策 (1) 在宅避難と分散避難	「④自立分散型エネルギーの導入 災害時に避難機能を担う民間施設に対して、コージェネレーションシステムなど自立分散型電源の導入を支援する。」との追記を提案します。 災害による大規模停電発生時の避難所等において72時間を超える停電に対する備えとして、エネルギーの自立化・多重化が有効であることから、都市ガスコージェネレーションシステムなどの自立分散がエネルギー等によるエネルギーの確保を推進方針に盛り込むことが重要であるため。	新型コロナウイルス感染症に限らず、市有施設全体のことであるため、No.4 の回答に含ませることといたします。
7	【P.113】各部の事務分掌 (7) 教育部	「⑤避難所設備の耐震化、強靱化及び避難所を機能させるためのエネルギー確保に関すること。」との追記を提案します。	本項目の所掌事務は「国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例施行規則」で定めているものであるため、原文のままいたします。
8	【P.159】(2) 避難者への周知【避難所、福祉避難所】指定避難所	「電気、ガスなどの被害により自宅で生活が困難になった人が一時的に生活を営む場所」の「電気、ガスなどの」の削除。	いただいた意見をもとに「災害により自宅で生活が困難になった人が一時的に生活を営む場所」に修正いたします。

		電気、ガスにかかわらず、ライフラインが停止した際は避難所へ避難するものとするため。	
9	【P.223】4.東京ガスグループ（ガス施設）	「第一次非常体制 ①震度5弱・震度5強の地震が発生した場合」 「第二次非常体制 ②震度5弱・震度5強以上の地震が発生し、（中圧又は低圧）ブロックを供給停止した場合」 の「震度5.弱」を削除 社内規則の見直しによる	修正いたします。
10	【P.280】(3) 警戒宣言が発生されたときから発災まで「市民がとるべき措置」	「(2) ガスメーターコックの位置を確認する。（避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を占める。）」の「ガスメーターコック」を「メーターガス栓」に修正す。 呼称の変更のため。	修正いたします。